

○大府市親子育成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達や育ちが気になる子の成長を促すとともに、その保護者が子どもの個性にあった育て方を学び、子育ての困難を解消することに資するために実施する大府市親子育成支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 事業の名称は、「親子育成支援教室ジョイジョイ」とし、ステップアップ教室及びフォローアップ教室を実施する。

2 事業は、健康増進課、発達支援センター、児童福祉施設等が連携して行うものとする。

(支援内容)

第3条 事業において行う支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本的な生活習慣を身に付けるための生活体験の場の提供
- (2) 社会性の芽生えを促すための同世代の子どもとのふれあいの場の提供
- (3) より良い親子関係をつくるための子どもとの関わりについての学習の場の提供
- (4) 前3号の支援に係る指導、助言、相談等（以下「指導等」という。）

(対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 発達が気になる就学前の子ども及びその子どもの子育てに困難を感じている保護者
- (2) 健康増進課が実施する1歳6か月児健診、3歳児健診及びあそび教室において発達や育ちが気になる子ども及びその保護者
- (3) 児童福祉施設において発達や育ちが気になる子ども及びその保護者

2 フォローアップ教室の対象者は、ステップアップ教室を終了したものに限り、ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(事業の実施場所等)

第5条 事業の実施場所、実施時間等は次のようにする。

	実施場所	実施時間	対象者への指導等の期間
ステップアップ教室	市内の保育園	午前9時30分から午後0時30分まで	5か月又は3か月
フォローアップ教室	子どもステーション	午前10時から午前11時30分まで	保育園又は幼稚園の入園まで

(指導)

第6条 対象者への指導等は、保育士、保健師、公認心理師等（以下「指導者」という。）が行う。

(ケース会議)

第7条 指導者は、ステップアップ教室において指導を行った都度、ケース会議を開催し、その指導方法等について検討するものとする。

(関係機関等との連絡)

第8条 指導者は、高齢障がい支援課、子ども未来課、児童（老人福祉）センター、子ども

ステーション、発達支援センター、幼児教育保育課、保育園、健康増進課、学校教育課、知多児童・障害者相談センター、あいち小児保健医療総合センター、幼稚園その他の関係機関と密接に連携し、効果的な指導を行うよう努めるものとする。

(運営会議)

第9条 事業の円滑な運営について協議するため、大府市親子育成支援事業運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

2 運営会議の構成員は、別表第1に掲げる者とする。

3 運営会議は、健康未来部長が招集し、議長となる。

4 健康未来部長は、運営会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ケースカンファレンス会議)

第10条 対象者への適切な支援等を検討するため、大府市親子育成支援事業ケースカンファレンス会議（以下「ケースカンファレンス会議」という。）を設置する。

2 ケースカンファレンス会議の構成員は、別表第2に掲げる者とする。

3 ケースカンファレンス会議は、子どもステーション所長が招集し、議長となる。

4 子どもステーション所長は、ケースカンファレンス会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、運営会議において定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

運営会議の構成員
知多児童・障害者相談センター職員
あいち小児保健医療総合センター保健師
健康未来部長
高齢障がい支援課長
子ども未来課長
家庭児童相談室職員
児童（老人福祉）センター館長
子どもステーション所長
子どもステーション所長補佐
発達支援センター長
幼児教育保育課長
指導保育士
保育園長
健康増進課長
健康増進課保健師

別表第2（第10条関係）

ケースカンファレンス会議の構成員
家庭児童相談室職員
子どもステーション所長
子どもステーション所長補佐
ステップアップ教室指導者
<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保健師 ・公認心理師等
発達支援センター職員
指導保育士
健康増進課保健師